



(2) - 2. 廃棄物搬入車両の走行による影響

ア. 予測事項

騒音に係る予測事項は、以下のとおりとした。

- ・廃棄物搬入車両の走行に伴う道路交通騒音の影響

イ. 予測地域

予測地域は、調査地域と同様である。

ウ. 予測地点

予測地点は、道路交通騒音の現地調査地点（図 8-5.2 参照）のうち、調査地点 3 を除く 5 地点に設定した。

エ. 予測対象時期等

予測時期は、増設埋立地供用開始後の埋立作業が定常状態となる時期とした。

オ. 予測手法

(ア) 予測項目

予測項目は、等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) とした。

なお、廃棄物搬入車両の走行に伴うピーク騒音レベルの影響については、施工時で検討した資材等運搬車両は廃棄物搬入車両と同様、大型車であり走行速度も同様であることから、影響の程度が同じと考えられるため、廃棄物搬入車両の走行時のピーク騒音レベル ( $L_{Amax}$ ) の予測は行わない。

(イ) 等価騒音レベルの予測

a. 予測式

「1. 施工時」と同様である。

b. 予測条件

(a) 交通量

予測に用いる交通量は、現地調査結果に基づく現況交通量を一般交通量とし、廃棄物搬入車両を加えて、表 8-5.24 に示す交通量を設定した。ただし、一般交通量は、廃棄物搬入車両を除いた台数とした。なお、廃棄物搬入車両は各ルートで許可されている日最大走行台数を設定し、また、使用するルートそれぞれに最大台数が走行することを想定した。

なお、予測に用いる交通量の詳細は、資料編 (p. 資 5-20, 21) に掲載した。

表 8-5.24 予測に用いる交通量（16時間交通量）

（単位：台/16時間）

予測地点	車種	一般交通量	廃棄物搬入車両	合計
1 林道戸面蔵玉線	小型	42	—	42
	大型	0	100	100
	合計	42	100	142
2 若津市道（福野）	小型	31	—	31
	大型	4	50	54
	合計	35	50	85
4 市原市道 85 号線（菅野）	小型	286	—	286
	大型	30	50	80
	合計	316	50	366
5 林道坂畑線（保育園付近）	小型	117	—	117
	大型	18	50	68
	合計	135	50	185
6 国道 465 号（稲ヶ崎）	小型	1,541	—	1,541
	大型	94	150	244
	合計	1,635	150	1,785

注) 一般交通量は、廃棄物搬入車両を除外した台数を示す。

(b) 走行速度

予測に用いる走行速度は、表 8-5.13 に示した速度とした。

(c) 予測断面

予測地点における道路断面は、図 8-5.6 (1), (2) に示したとおりである。  
予測位置は、道路敷地境界（地上 1.2m）とした。

カ. 予測結果

廃棄物搬入車両の走行に伴う道路交通騒音レベルの予測結果は、表 8-5.25 に示すとおりである。

表 8-5.25 廃棄物搬入車両の走行に伴う騒音レベルの予測結果

予測地点	予測位置	予測騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) (dB)	備考
1 林道戸面蔵玉線	西側	58	周辺民家では 45dB
	東側	58	
2 若津市道（福野）	西側	57	
	東側	57	
4 市原市道 85 号線（菅野）	西側	60	
	東側	59	
5 林道坂畑線（保育園付近）	西側	56	保育園では 32dB
	東側	57	
6 国道 465 号（稲ヶ崎）	北側	63	
	南側	63	

注) 時間帯は、昼間（6時～22時）。

### (3) 環境保全措置

事業の実施に伴い講ずる環境保全措置は以下のとおりである。

#### ○埋立機械の稼働に伴う環境保全措置

- ・埋立機械はできる限り超低騒音型の機種を使用する。
- ・埋立機械等の空ぶかし等を行わないよう作業員に指導を徹底する。
- ・早朝、夜間は、原則として埋立作業を行わない。
- ・日曜、祝日は、原則として埋立作業を行わない。

#### ○廃棄物搬入車両の走行に伴う環境保全措置

- ・埋立工程管理を検討し、搬入車両が集中しないように配慮する。
- ・廃棄物搬入業者には、場外計量施設（坂畑地区）に来場する時間を開場する午前8時以降とするよう指導を徹底する。
- ・国道での走行は、複数での車両で連なつての走行はしない。
- ・道路の段差部は最徐行し、静かに走行する。特に空車で帰るときは十分に気をつける。
- ・廃棄物搬入車両の走行に当たっては菅野集落及び福野集落内を走行する際には特に低速度走行を行い、空ぶかし等をしないよう運転者に対し指導を徹底する。
- ・日曜、祝日は、廃棄物の搬入を行わない。

### (4) 評価

#### ア. 評価の手法

##### (ア) 環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法

環境保全措置の実施の方法、効果、当該措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響について検討した結果、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証することにより評価した。

##### (イ) 整合を図るべき基準と予測結果とを比較し検討する手法

###### a. 埋立機械の稼働に伴う騒音の影響

埋立機械の稼働に伴う騒音については、君津市環境保全条例による特定作業に係る基準が適用されるので、規制基準を整合を図るべき基準として設定し、予測結果と比較した。また、養老川自然歩道については、環境基準を参考とした評価も行った。

表 8-5.26 埋立機械の稼働に伴う騒音に係る整合を図るべき基準

予測地点	整合を図るべき基準	備考
敷地境界 (地点A～C)	60 dB以下 ( $L_{A5}$ )	君津市環境保全条例の特定作業騒音に係る規制基準を適用
養老川自然歩道 (地点A)	著しい影響を及ぼさないこと (55 dB以下 ( $L_{Aeq}$ ))	騒音に係る環境基準 (A類型、昼間) を参考

注) 養老川自然歩道の予測地点Aは、敷地境界の予測地点Aと同じ場所である。

b. 廃棄物搬入車両の走行に伴う騒音の影響

廃棄物搬入車両の走行に伴う騒音については、廃棄物搬入車両の走行道路である市道や林道沿道には騒音に係る環境基準の類型指定、「騒音規制法」等による規制地域の指定はないため、土地利用状況等を考慮して、環境基準を参考に整合を図るべき基準を表8-5.27に示すように設定し、予測結果と比較した。なお、幹線道路については特例の環境基準が定められており、国道465号にはその基準を設定した。

また、ピーク騒音については、建設作業騒音に係る規制基準を参考とするが、建設機械と同様、「君津市環境保全条例」の特定建設作業騒音に係る規制基準を参考に基準を表8-5.28に示すように設定した。

表8-5.27 廃棄物搬入車両の走行に伴う騒音に係る整合を図るべき基準

予測地点		整合を図るべき基準	備考
1	林道戸面蔵玉線	著しい影響を及ぼさないこと (60 dB以下(L <sub>3eq</sub> ))	環境基本法に基づく騒音に係る道路に面する地域の環境基準(A類型、昼間)を参考
2	君津市道(福野)		
4	市原市道85号線(菅野)		
5	林道坂畑線(保育園付近)		
6	国道465号(稲ヶ崎)	70 dB以下(L <sub>3eq</sub> )	環境基本法に基づく騒音に係る環境基準(特例の基準、昼間)を適用

表8-5.28 廃棄物搬入車両の走行に伴うピーク騒音に係る整合を図るべき基準

予測地点		整合を図るべき基準	備考
1	林道戸面蔵玉線	著しい影響を及ぼさないこと (80dB以下(L <sub>max</sub> ))	君津市環境保全条例の特定建設作業騒音に係る規制基準(80dB)を参考
2	君津市道(福野)		
4	市原市道85号線(菅野)		
5	林道坂畑線(保育園付近)		

イ. 評価の結果

(ア) 環境の保全が適切に図られているかどうかの検討結果

a. 埋立機械の稼働に伴う騒音の影響

事業の実施に当たっては、

- ・埋立機械はできる限り超低騒音型の機種を使用する
- ・埋立機械等の空ぶかし等を行わないよう作業員に指導を徹底する
- ・早朝、夜間は、原則として埋立作業を行わない
- ・日曜、祝日は、原則として埋立作業を行わない

などの措置を講ずることから、対象事業に係る環境影響が低減されていると評価する。

b. 廃棄物搬入車両の走行に伴う道路交通騒音の影響

事業の実施に当たっては、

- ・埋立工程管理を検討し、搬入車両が集中しないように配慮する
- ・廃棄物搬入業者には、場外計量施設(坂畑地区)に来場する時間を開場する午

- 前 8 時以降とするよう指導を徹底する
  - ・国道での走行は、複数での車両で連なつての走行はしない
  - ・道路の段差部は最徐行し、静かに走行する。特に空車で帰るときは十分に気をつける
  - ・廃棄物搬入車両の走行に当たっては菅野集落及び福野集落内を走行する際には特に低速度走行を行い、空ぶかし等をしないよう運転者に対し指導を徹底する
  - ・日曜、祝日は、廃棄物の搬入を行わない
- などの措置を講ずることから、対象事業に係る環境影響が低減されていると評価する。

(イ) 整合を図るべき基準と予測結果との比較の結果

a. 埋立機械の稼働に伴う騒音の影響

埋立機械の稼働に伴う騒音レベルの影響の評価の結果は、表 8-5.29 に示すとおりである。

敷地境界（予測地点 A、B、C）における騒音レベル（ $L_{A5}$ ）は、ケース I の第Ⅲ-1 埋立地の中間的な層での埋立作業時（定常時）では 41～59dB、ケース II の第Ⅲ-2 埋立地の中間的な層での埋立作業時（定常時）では 25～49dB、ケース III の第Ⅲ-2 埋立地の最上層付近の層での埋立作業時（最も影響が大きい時期）では 25～55dB と予測され、いずれのケースでも整合を図るべき基準（60dB）を満足している。

また、養老川自然歩道（予測地点 A）における等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）は、36～50dB と予測され、各ケースとも整合を図るべき基準を満足している。

表 8-5.29 埋立機械の稼働に伴う騒音レベルの評価の結果

(単位：dB)

予測地点	予測項目	埋立段階			整合を図るべき基準	
		ケース I	ケース II	ケース III		
A	敷地境界（自然歩道） 時間率騒音 レベル（ $L_{A5}$ ）	41	49	55	60 dB 以下（ $L_{A5}$ ）	
B		48	45	52		
C		39	25	25		
A	養老川自然歩道	等価騒音 レベル（ $L_{Aeq}$ ）	36	44	50	著しい影響を及ぼさない こと（55 dB 以下（ $L_{Aeq}$ ））

注 1) 養老川自然歩道の予測地点 A は、敷地境界の予測地点 A と同じ場所である。

2) 埋立段階 I：第Ⅲ-1 埋立地の中間的な層での埋立作業時（定常時）

II：第Ⅲ-2 埋立地の中間的な層での埋立作業時（定常時）

III：第Ⅲ-2 埋立地の最上層付近の層での埋立作業時（最も影響が大きい時期）

3) 環境騒音の現地調査結果は、表 8-5.4 (1), (2) (p. 8-5-7) に示すとおりである。

b. 廃棄物搬入車両の走行に伴う騒音の影響

供用時における廃棄物搬入車両の走行に伴う騒音レベルの予測結果は表 8-5.30 に示すとおりであり、全地点で整合を図るべき基準を満足している。

なお、資材等運搬車両の走行に伴うピーク騒音レベルの予測では、廃棄物搬入車両が走行する地点（1, 2, 4, 5）のうち、最大値の場合は予測地点 1, 2, 4 で

整合を図るべき基準を超えていることから、廃棄物搬入車両の走行に当たっては菅野集落及び福野集落内を走行する際には特に低速度走行を行い、空ぶかし等をしてしないよう運転者に対し指導を徹底することにより、整合を図るべき基準を満足できるものと評価する。

表 8-5.30 廃棄物搬入車両の走行に伴う騒音レベルの評価の結果

予測地点		f 測位置	予測騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) (dB)	整合を図るべき基準
1	林道戸面蔵玉線	西側	58	著しい影響を及ぼさないこと (60dB 以下 ( $L_{Aeq}$ ))
		東側	58	
2	君津市道 (福野)	西側	57	
		東側	57	
4	市原市道 85 号線 (菅野)	西側	60	
		東側	59	
5	林道坂畑線 (保育園付近)	西側	56	
		東側	57	
6	国道 465 号 (稲ヶ崎)	北側	63	70dB 以下
		南側	63	

注 1) 時間帯は、昼間 (6 時~22 時)。

2) 道路交通騒音の現地調査結果は、表 8-5.5 (p.8-5-9) に示すとおりである。

## 8-6 振 動

### 1. 施工時

#### (1) 調 査

##### ア. 調査すべき情報

##### (ア) 振動の状況

調査項目は、資材等運搬車両の走行に伴う振動の影響を検討するため、以下の項目とした。

- ・ 道路交通振動レベル ( $L_{10}$ )
- ・ ピーク振動レベル ( $L_{max}$ )

##### (イ) 地盤及び土質の状況

振動の伝搬状況に影響を与える事業実施区域及びその周辺地域における地盤構造、軟弱地盤の有無、土質の状況について調査した。

また、大型車両走行時の地盤卓越振動数を調査した。

##### (ウ) 土地利用の状況

振動に係る規制基準をあてはめる地域の指定などを把握するため、都市計画法に基づく用途地域の指定状況、道路、鉄道、学校、医療施設、工場・事業場、住宅等の土地利用状況を調査した。

##### (エ) 社会環境

振動の発生源の分布及び発生の状況、自動車交通量等の状況、振動に係る苦情の発生状況を把握した。

##### (オ) 法令による基準等

振動規制法に基づく規制基準、要請限度及び君津市環境保全条例に基づく規制基準を調査した。また、振動規制法に基づく振動規制区域の指定状況等を調査した。

### イ. 調査の手法

#### (ア) 文献調査

文献調査は、「H13生活環境影響調査書」、「H21環境影響評価書」、君津環境整備センターが行っている振動モニタリング調査結果等を収集、整理した。

#### (イ) 現地調査

振動の測定は、「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に定める方法によった。

自動車交通量の測定は、数取器を用い車種別・方向別交通量を1時間単位で測定した。車種区分は、3車種（大型車・小型車・自動二輪）とした。また、方向

別に各時間帯 10 台の自動車走行速度について調査した。

振動レベル及び地盤卓越振動数の測定方法は、表 8-6.1 に示すとおりである。

表 8-6.1 振動の測定方法

調査項目	測定方法
振動レベル	計量法第 71 条の条件に合格した「振動レベル計」を使用して JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠し測定した。ピックアップを固い地表面に設置し、振動レベル計の振動感覚補正回路を鉛直振動特性に設定し、Z（鉛直）方向について毎正時から 10 分間、24 時間測定した。 測定は、道路敷地境界線上で測定した。
地盤卓越振動数	計量法第 71 条の条件に合格した「振動レベル計」をデータレコーダに接続し、大型車の単独走行 10 台の振動加速度レベルを収録し、室内にて周波数分析を行った。

#### ウ. 調査地域

現地調査の調査地域は、資材等運搬車両の走行ルート of 道路端から約 100m の範囲とした。また、文献調査の調査地域は君津市及び市原市を対象とした。

#### エ. 調査地点等

現地調査地点は、騒音と同じ地点であり、その位置は図 8-6.1 に、概要は表 8-6.2 に示すとおりである。

表 8-6.2 振動調査地点

項目	調査地点		備考
道路交通 振動	1	林道川面蔵玉線	沿道から約 15m のところに民家が 1 軒存在しており、資材等運搬車両及び廃棄物搬入車両の走行に伴う影響を把握するために設定。
	2	君津市道（福野）	沿道に集落が分布。
	3	市原市道 85 号線（石塚）	沿道に集落が分布。
	4	市原市道 85 号線（菅野）	沿道に集落が分布。
	5	林道坂畑線（保育園付近）	静穏な環境が特に必要とされる施設（保育園）への影響を把握するために設定。
	6	国道 465 号（稲ヶ崎）	沿道に集落が分布。

#### オ. 調査期間等

##### （ア）文献調査

文献調査は、経年変化が把握できる期間とし、原則として直近の 5 年間（平成 22～26 年度）とした。

##### （イ）現地調査

現地調査の時期は表 8-6.3 に示すとおりであり、道路交通騒音の測定と同時に測定した。なお、地盤卓越振動数の調査は全地点とも平成 26 年 12 月 11 日に実施した。

表 8-6.3 振動調査実施時期

調査項目	調査日	調査地点
道路交通振動	平成 26 年 12 月 10 日(水)22 時～11 日(木)22 時 (24 時間)	3、5、6
	平成 27 年 2 月 9 日(月)22 時～10 日(火)22 時 (24 時間)	1、2、4

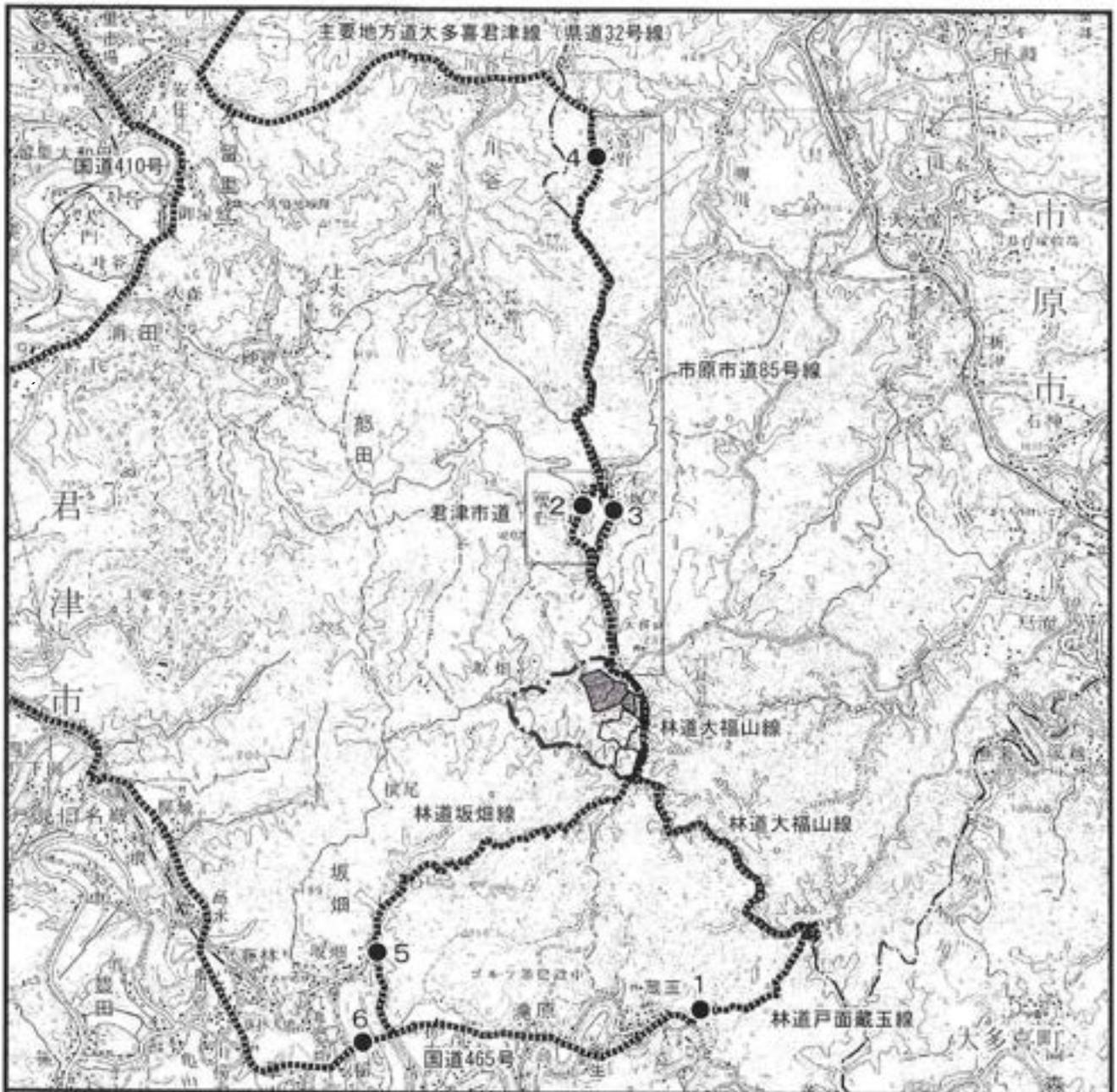
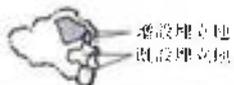


図8-6.1 資材等運搬車両の走行に係る道路交通振動調査地点位置図

凡 例

- 調査地点（地点1～6）
- ..... 資材等運搬車両走行ルート

対象事業実施区域



1 : 50,000



## カ. 調査結果

### (ア) 振動の状況

#### a. 文献調査結果

事業実施区域及びその周辺における振動の状況は、「第3章 3・1・7. 振動の状況」(p.3 52~54) に示したとおりである。

#### 「H13 生活環境影響調査書」

「H13生活環境影響調査書」によると、事業実施区域の敷地境界及び南方約2 kmの蔵玉地点(林道戸面蔵玉線沿道)において振動調査を行っており、その結果、両地点とも、すべての時間帯で振動レベル計の測定下限値である30dBを下回っている。

#### 「H21 環境影響評価書」

「H21環境影響評価書」によると、振動レベル( $L_{10}$ )は国道465号では昼間26dB、夜間25dB未満、林道戸面蔵玉線では昼間、夜間ともに25dB未満であった。両道路沿道には道路交通振動の要請限度は設定されていないが、「第1種区域」の基準値(昼間：65dB、夜間：60dB)と比較すると、両地点とも基準値を大きく下回る値となっている。

また、国道465号及び林道戸面蔵玉線における地盤卓越振動数の測定結果は、軟弱地盤とされる地盤卓越振動数(15Hz以下)より大きな値を示していることから、道路沿道の地盤は軟弱地盤とは考えられない。

#### 「君津環境整備センターによるモニタリング調査結果」

君津環境整備センターでは、平成16年4月の開設以来、既設埋立地の敷地境界東及び蔵玉において振動のモニタリングを行っており、最近5年間(平成22~26年度)の結果は、既設埋立地の敷地境界東における振動レベル( $L_{10}$ )は、30未満~34dBである。なお、平成24、25年度はすべての時間帯で30dB未満となっている。

蔵玉の振動レベル( $L_{10}$ )は、平成21年度(H22.1)の9時台で30dBとなっている以外は、すべての時間帯で30dB未満となっている。

b. 現地調査結果

(a) 道路交通振動レベル

資材等運搬車両の走行道路における道路交通振動の測定結果は表8-6.4に示すとおりである。なお、調査結果の詳細は資料編(p.資6-1~6)に掲載した。

振動レベル ( $L_{10}$ ) は、全地点で昼間、夜間とも 25dB 未満であった。

表8 6.4 道路交通振動レベル ( $L_{10}$ ) 測定結果

調査地点		振動レベル ( $L_{10}$ ) (dB)	
		昼間	夜間
1	林道戸面蔵玉線	25 未満	25 未満
2	若津市道 (福野)	25 未満	25 未満
3	市原市道 85 号線 (石塚)	25 未満	25 未満
4	市原市道 85 号線 (菅野)	25 未満	25 未満
5	林道坂畑線 (保育園付近)	25 未満	25 未満
6	国道 465 号 (稲ヶ崎)	25 未満	25 未満

注) 昼間: 8~19時、夜間: 19~8時

(b) ピーク振動レベル

林道及び市道は交通量が少なく、また、林道では資材等運搬車両等の大型車両の走行台数が制限されているため、廃棄物搬入車両の走行時におけるピーク振動レベル ( $L_{max}$ ) を把握し、資材等運搬車両及び廃棄物搬入車両走行時の影響検討の基礎資料とした。

廃棄物搬入車両の走行時における測定結果は表8-6.5に示すとおりであり、最大値は調査地点2(若津市道:福野)の60dBである。

表8 6.5 ピーク振動レベル測定結果 ( $L_{max}$ )

調査地点		ピーク振動レベル ( $L_{max}$ ) (dB)
1	林道戸面蔵玉線	57
2	若津市道 (福野)	60
3	市原市道 85 号線 (石塚)	57
4	市原市道 85 号線 (菅野)	52
5	林道坂畑線 (保育園付近)	59

注1) 調査地点4の車両は、すべて空荷の車両である。

2) 調査地点3は廃棄物搬入車両は走行していない。

(イ) 地盤及び土質の状況

a. 表層地質の状況

事業実施区域及びその周辺における表層地質の状況は、「第3章 3-1 9. (2) 地質の状況」(p.3-61~63)に示したとおりである。

資材等運搬車両の走行道路沿道の地盤等についてみると、表層地質は泥岩や砂岩からなる半固結~固結堆積物で構成されており、振動を伝えやすい沖積層等の

軟弱地盤は分布していない。

b. 地盤卓越振動の状況

資材等運搬車両の走行道路における地盤卓越振動数の測定結果は、表 8-6.6 に示すとおりである。なお、調査結果の詳細は資料編 (p. 資 6-7~12) に掲載した。

最大値を示す中心周波数の平均値は、40Hz~50Hz となっている。「道路環境整備マニュアル」(平成元年1月(社)日本道路協会)によれば、軟弱地盤とされる地盤卓越振動数は 15Hz 以下とされていることから、調査地点の地盤は軟弱地盤ではない。

表 8-6.6 地盤卓越振動数測定結果

調査地点		地盤卓越振動数(Hz)	
		最大値が最も多い中心周波数	最大値を示す中心周波数の平均値
1	林道戸面蔵玉線	40	44.0
2	若津市道(福野)	40	37.5
3	市原市道 85 号線(石塚)	50	48.0
4	市原市道 85 号線(菅野)	40	40.0
5	林道坂畑線(保育園付近)	50	49.3
6	国道 465 号(稲ヶ崎)	50	49.0

(ウ) 土地利用の状況

a. 土地利用状況

土地利用の状況は、「第 3 章 3-2 3. 土地利用の状況」(p. 3-89~91) に示したとおりであり、若津市では山林の割合が最も高く、次いでその他、山の順となっている。事業実施区域の地目は、山林となっている。

また、事業実施区域周辺は、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域としての土地利用計画が策定されており、事業実施区域は農業地域及び森林地域としての土地利用計画が策定され、全域が地域森林計画対象民有林に指定されている。なお、事業実施区域及びその周辺には、都市計画法に基づく用途地域の指定はない。

b. 学校、医療施設等の分布状況

学校・幼稚園、病院、保育園、老人ホーム等静穏な環境が必要とされる施設の分布状況は、「第 3 章 3-2 6. 環境保全についての配慮が必要な施設及び住宅の分布状況」(p. 3-100~102) に示したとおりであり、事業実施区域に近い施設としては、北方約 1 km に福野自治会館、南西約 2 km に亀山保育園がある。

また、事業実施区域に近い集落は、北方に福野集落や南方に蔵玉集落があるが、いずれも、事業実施区域から 1 km 以上離れている。

(エ) 社会環境

a. 主な振動源の状況

事業実施区域及び周辺における主な振動源としては、現有施設で稼働している廃棄物埋立作業用機械が考えられる。

また、廃棄物搬入道路となっている国道 465 号、林道戸面蔵玉線、林道大福山線、市原市道 85 号線、君津市道、林道坂畑線ではそこを走行する一般車両及び廃棄物搬入車両が主な振動源となっている。

b. 振動に係る苦情の状況

君津市及び市原市における公害苦情の状況は、「第 3 章 3-2 9. (3) ア. 公害苦情の状況」(p. 3-139) に示したとおりであり、平成 25 年度の振動に係る苦情件数は君津市で 1 件、市原市で 7 件である。

(オ) 法令による基準等

振動に係る法令による基準等は、「第 3 章 3-2 8. (3) カ. 振動」(p. 3-126～127) に示したとおりである。

「振動規制法」に基づく特定工場振動に係る規制地域については、事業実施区域は振動規制法の指定区域外であるが、「君津市環境保全条例」では「その他の区域」に指定されており、特定作業に係る規制基準が定められている。なお、特定建設作業に係る規制地域については、事業実施区域には指定されていない。

(2) 予 測

ア. 予測事項

振動に係る予測事項は、以下のとおりとした。

- ・資材等運搬車両の走行に伴う道路交通振動の影響

イ. 予測地域

予測地域は、調査地域と同様とした。

ウ. 予測地点

予測地点は、現地調査地点と同様とした。

エ. 予測対象時期等

予測時期は、市原市道については日最大交通量で走行する時期を、林道については大型車の交通量が制限されていることから、この制限された交通量で走行する時を予測対象時期とした。

オ. 予測手法

(ア) 予測項目

予測項目は、以下の項目とした。

また、交通量が少なく、大型車の影響が大きいと考えられることから、大型車の走行時のピーク振動レベル ( $L_{max}$ ) の予測も行った。

- ・振動レベル (80%レンジの上端値： $L_{10}$ )
- ・ピーク振動レベル ( $L_{max}$ )

(イ) 振動レベル (80%レンジの上端値： $L_{10}$ ) の予測

a. 予測式

「道路環境影響評価の技術手法 (平成 24 年度版)」に示されている振動レベルの 80%レンジの上端値を予測するための式を用いて予測した。

各項目の定数等は、表 8-6.7 に示すとおりである。

$$L_{10} = L_{10}^* + \alpha_1$$

$$L_{10}^* = a \log_{10}(\log_{10} Q^*) + b \log_{10} V + c \log_{10} M + d + \alpha_\sigma + \alpha_f + \alpha_s$$

ここで、

- $L_{10}$  : 振動レベルの80%レンジの上端値の予測値 (dB)
- $L_{10}^*$  : 基準点における振動レベルの80%レンジの上端値の予測値 (dB)
- $Q^*$  : 500秒間の1車線当たりの等価交通量 (台/500秒/車線)  
 $Q^* = (500/3600) \times (1/M) \times (Q_1 + K Q_2)$
- $Q_1$  : 小型車時間交通量 (台/時)
- $Q_2$  : 大型車時間交通量 (台/時)
- $K$  : 大型車の小型車への換算係数 (13)
- $V$  : 平均走行速度 (km/時)
- $M$  : 上下車線合計の車線数
- $\alpha_\sigma$  : 路面の平坦性等による補正值 (dB) (アスファルト舗装、 $\sigma = 5.0$ )
- $\alpha_f$  : 地盤卓越振動数による補正值 (dB)

- $\alpha_s$  : 道路構造による補正值(dB) (平坦)  
 $\alpha_f$  : 距離減衰値(dB) (砂地盤)  
 a, b, c, d : 定数

表 8-6.7 道路交通振動予測式の定数及び補正值等 (平面道路の場合)

道路構造	K	a	b	c	d	$\alpha_s$	$\alpha_f$	$\alpha_s$	$\alpha_s - \beta \log(r/5 + 1)/\log 2$ r: 基準点から予測地点までの距離(m)
平面道路	100 < V ≤ 140 km/h のとき 14	47	12	3.5	27.3	アスファルト舗装では $8.2 \log_{10} \sigma$	f ≥ 8Hz のとき $-17.3 \log_{10} f$	0	β: 粘土地盤では $0.068 L_{10} * 2.0$ β: 砂地盤では $0.130 L_{10} * 3.9$
高速道路に併設された場合を除く	V ≤ 100 Km/h のとき 13					コンクリート舗装では $19.4 \log_{10} \sigma$	f < 8Hz のとき $-9.2 \log_{10} [ 7.3$		

σ: 3mプロファイルによる路面凹凸の標準偏差(mm)

出典:「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)

b. 予測条件

(a) 交通量

予測に用いる交通量は、現地調査結果に基づく現況交通量を一般交通量とし、当該工事で走行する資材等運搬車両等を加えて、表 8-6.8 に示す交通量を設定した。ただし、一般交通量は、廃棄物搬入車両を除いた台数とした。なお、資材等運搬車両等は日最大走行台数を設定し、また、使用するルートそれぞれに最大台数が走行することを想定した。

なお、予測に用いる交通量の詳細は資料編 (p. 資6-13~14) に掲載した。

表 8-6.8 予測に用いる交通量 (12 時間交通量)

(単位: 台/12 時間)

予測地点	車種	一般交通量	資材等運搬車両	廃棄物搬入車両	合計
1 林道戸面蔵玉線	小型	39	30	—	69
	大型	0	50	50	100
	合計	39	80	50	169
2 若津市道(福野)	小型	30	15	—	45
	大型	4	150	50	204
	合計	34	165	50	249
3 市原市道 85 号線(石塚)	小型	101	15	—	116
	大型	8	150	0	158
	合計	109	165	0	274
4 市原市道 85 号線(菅野)	小型	251	30	—	281
	大型	28	300	50	378
	合計	279	330	50	659
5 林道坂畑線(保育園付近)	小型	106	30	—	136
	大型	17	25	25	67
	合計	123	55	25	203
6 国道 465 号(稲ヶ崎)	小型	1,344	30	—	1,374
	大型	87	50	50	187
	合計	1,431	80	50	1,561

注 1) 一般交通量は、廃棄物搬入車両を除外した台数を示す。

2) 資材等運搬車両の欄の小型車は工事関係者の通勤車両台数を示す。

3) 交通量は、振動に係る要請限度の発間の時間帯に合わせ、7時~19時(12時間)の交通量を示す。

(b) 走行速度

「8-5 騒音 1. 施工時 (2) 予測 (2) -2 (b) 走行速度」(p. 8-5-22)と同様とした。

(c) 予測断面

予測地点における道路断面は、「8-5 騒音 1. 施工時 (2) 予測 (2) -2」の図8-5.6(1), (2) (p. 8-5-22, 23) に示したとおりであり、予測位置は、道路敷地境界 (地上 0m) とした。

(ウ) ピーク振動レベル ( $L_{max}$ ) の予測

a. 予測式

ピーク振動レベルは、「道路環境影響評価の技術手法 (平成 24 年度版)」に示されている振動レベルを予測するための式を用いて予測した。

$$L = L_{r0} - 15 \log_{10} \left( \frac{r}{r_0} \right) - 8.68 \alpha (r - r_0)$$

ここで、

- L : 予測地点での振動レベル (dB)
- $L_{r0}$  : 基準点における振動レベル (dB)  
(道路敷地境界での実測値)
- r : 振動源から予測地点までの距離 (m)  
(道路中央から予測地点までの距離)
- $r_0$  : 振動源から基準点までの距離 (m)  
(道路中央から道路敷地境界までの距離)
- $\alpha$  : 地盤の内部減衰定数  
(未固結地盤の0.01を採用)

b. 予測条件

(a) 基準点における振動レベル

基準点における振動レベルは、各予測地点の現地調査結果を採用した。

カ. 予測結果

(ア) 振動レベル (80%レンジの上端値:  $L_{10}$ )

資材等運搬車両の走行に伴う道路交通振動レベルの予測結果は、表 8-6.9 に示すとおりである。

表 8-6.9 資材等運搬車両の走行に伴う道路交通振動レベルの予測結果

時間帯	予測振動レベル ( $L_{10}$ ) (dB)											
	予測地点 1		予測地点 2		予測地点 3		予測地点 4		予測地点 5		予測地点 6	
	西側	東側	西側	東側	西側	東側	西側	東側	西側	東側	北側	南側
7~8時	-	-	-	-	-	-	<25	<25	<25	<25	30	30
8~9時	<25	<25	<25	<25	<25	<25	32	32	<25	<25	30	30
9~10時	25	25	31	31	31	31	37	36	<25	<25	34	34
10~11時	25	25	31	31	31	31	36	36	<25	<25	33	33
11~12時	26	25	31	31	32	31	37	37	<25	<25	33	33
12~13時	-	-	-	-	-	-	<25	<25	-	-	25	25
13~14時	25	25	31	31	32	32	37	37	<25	<25	32	32
14~15時	25	25	31	31	30	30	37	37	<25	<25	34	34
15~16時	<25	<25	27	27	29	29	35	36	<25	<25	31	31
16~17時	<25	<25	28	28	29	29	36	36	<25	<25	31	31
17~18時	-	-	<25	<25	28	28	26	26	-	-	28	28
18~19時	-	-	-	-	-	-	<25	<25	-	-	<25	<25

注 1) 予測振動レベルは25dB未満の場合は「<25」とした。

2) -は、台数が少ないため、計算不能。

(イ) ピーク振動レベル ( $L_{max}$ )

資材等運搬車両の走行に伴うピーク振動レベルの予測結果は、表 8-6.10 に示すとおりである。

表 8-6.10 資材等運搬車両の走行に伴うピーク振動レベルの予測結果

予測地点	予測ピーク振動レベル ( $L_{max}$ ) (dB)	備考
1 林道戸面蔵玉線	45	民家まで約 15m
2 君津市道 (福野)	54	民家まで 3m
3 市原市道 85 号線 (石塚)	57	民家まで 1m
4 市原市道 85 号線 (菅野)	43	民家まで約 10m
5 林道坂畑線 (保育園付近)	43	保育園まで約 35m

注 1) 予測値は民家、保育園での値である。

2) 予測地点 3 は、廃棄物搬入車両が走行していないので、予測地点 2 の測定結果を参考に予測した。

### (3) 環境保全措置

工事の実施に伴い講ずる環境保全措置は以下のとおりである。

- ・ 特定の日に工事用資材の搬入が集中しない資材搬入計画とする。
- ・ 資材等運搬車両の走行に当たっては市原市道 85 号線及び君津市道沿道の集落内を走行する際には特に低速度走行を行い、空ぶかし等をしないよう運転者に対し指導を徹底する。
- ・ 君津市の福野地区及び市原市の石塚地区は、資材等運搬車両の走行は一方通行とし、車両の走行の安全性を確保するとともに沿道集落への振動の影響の低減を図る。
- ・ 日曜、祝日は、原則として資材の搬入を行わない。

### (4) 評価

#### ア. 評価の手法

##### (ア) 環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法

環境保全措置の実施の方法、効果、当該措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響について検討した結果、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証することにより評価した。

##### (イ) 整合を図るべき基準と予測結果とを比較し検討する手法

予測地域には「振動規制法」による規制地域の指定はないため、林道及び市道については振動を感覚し始める程度の振動レベル（振動感覚閾値）を、国道465号については「振動規制法」による道路交通振動の要請限度を参考に整合を図るべき基準を表 8-6.11 に示すように設定し、予測結果と比較した。

また、ピーク振動については、「君津市環境保全条例」の特定建設作業振動に係る規制基準を参考に基準を表 8-6.12 に示すように設定した。

表 8-6.11 廃棄物搬入車両の走行に伴う振動に係る整合を図るべき基準

予測地点		整合を図るべき基準	備考
1	林道戸面蔵玉線	著しい影響を及ぼさないこと (55 dB 以下)	振動を感覚し始める程度の振動レベル（振動感覚閾値）を参考
2	君津市道（福野）		
3	市原市道 85 号線（石塚）		
4	市原市道 85 号線（菅野）		
5	林道坂畑線（保育園付近）		
6	国道 465 号（稲ヶ崎）	著しい影響を及ぼさないこと (65 dB 以下)	振動規制法による道路交通振動の要請限度（第 1 種区域の基準、昼間の値）を参考

注) 振動感覚閾値の参考文献：「新・公害防止の技術と法規 2014 騒音・振動編」（2014 年 公害の防止の技術と法規編集委員会）

表 8-6.12 資材等運搬車両の走行に伴うピーク振動に係る整合を図るべき基準

	予測地点	整合を図るべき基準	備考
1	林道戸面蔵玉線	著しい影響を及ぼさないこと (75dB以下)	君津市環境保全条例の特定建設作業振動に係る規制基準(75dB)を参考
2	君津市道(福野)		
3	市原市道85号線(石塚)		
4	市原市道85号線(菅野)		
5	林道坂畑線(保育園付近)		

イ. 評価の結果

(ア) 環境の保全が適切に図られているかどうかの検討結果

工事の実施に当たっては、

- ・ 特定の日時に工事用資材の搬入が集中しない資材搬入計画とする
- ・ 資材等運搬車両の走行に当たっては市原市道85号線及び君津市道沿道の集落内を走行する際には特に低速度走行を行い、空ぶかし等をしないよう運転者に対し指導を徹底する
- ・ 君津市の福野地区及び市原市の石塚地区は、資材等運搬車両の走行は一方通行とし、車両の走行の安全性を確保するとともに沿道集落への振動の影響の低減を図る
- ・ 日曜、祝日は、原則として資材の搬入を行わない

などの措置を講ずることから、対象事業に係る環境影響が低減されていると評価する。

(イ) 整合を図るべき基準と予測結果との比較の結果

工事中における資材等運搬車両の走行に伴う道路交通振動レベルの予測結果は表8-6.13に示すとおりであり、整合を図るべき基準を満足している。

また、資材等運搬車両のピーク振動レベルの予測結果は表8-6.14に示すとおりであり、整合を図るべき基準を満足している。

表 8-6.13 資材等運搬車両の走行に伴う道路交通振動レベルの評価結果  
(単位: dB)

	予測地点	予測振動レベル	整合を図るべき基準
1	林道戸面蔵玉線	26	著しい影響を及ぼさないこと (35以下)
2	君津市道(福野)	31	
3	市原市道85号線(石塚)	32	
4	市原市道85号線(菅野)	37	
5	林道坂畑線(保育園付近)	<25	
6	国道465号(稲ヶ崎)	34	著しい影響を及ぼさないこと (65dB以下)

注1) 予測振動レベルは最大値を示す。

注2) 予測振動レベルが25dB未満の場合は「<25」とした。

表 8-6.14 資材等運搬車両の走行に伴うピーク振動レベルの評価の結果

予測地点		予測ピーク振動レベル ( $L_{max}$ ) (dB)	整合を図るべき基準	備考
1	林道戸面蔵玉線	45	著しい影響を及ぼさないこと (75dB 以下)	民家まで約 15m
2	君津市道 (福野)	54		民家まで 3m
3	市原市道 85 号線 (石塚)	57		民家まで 1m
4	市原市道 85 号線 (菅野)	43		民家まで約 10m
5	林道坂畑線 (保育園付近)	43		保育園まで約 35m

注) 予測値は民家、保育園での値である。

## 2. 供用時

### (1) 調査

#### ア. 調査すべき情報

##### (ア) 振動の状況

調査項目は、廃棄物搬入車両の走行に伴う振動の影響を検討するため、以下の項目とした。

- ・道路交通振動 ( $L_{10}$ )
- ・ピーク振動レベル ( $L_{max}$ )

##### (イ) 地盤及び土質の状況

「1. 施工時」と同様とした。

##### (ウ) 土地利用の状況

「1. 施工時」と同様とした。

##### (エ) 社会環境

「1. 施工時」と同様とした。

##### (オ) 法令による基準等

「1. 施工時」と同様とした。

### イ. 調査の手法

#### (ア) 文献調査

「1. 施工時」と同様とした。

#### (イ) 現地調査

「1. 施工時」と同様とした。

#### (ウ) 情報の整理及び解析

- a. 振動調査結果の整理、解析  
「1. 施工時」と同様とした。
- b. 地盤及び土質調査結果の整理、解析  
「1. 施工時」と同様とした。
- c. 土地利用調査結果の整理、解析  
「1. 施工時」と同様とした。
- d. 発生源調査結果の整理、解析  
「1. 施工時」と同様とした。
- e. 自動車交通量等調査結果の整理、解析  
「1. 施工時」と同様とした。

ウ. 調査地域

「1. 施工時」と同様とした。

エ. 調査地点等

「1. 施工時」と同様とした。

オ. 調査期間等

(ア) 文献調査

「1. 施工時」と同様とした。

(イ) 現地調査

「1. 施工時」と同様とした。

カ. 調査結果

(ア) 振動の状況

「1. 施工時」に示したとおりである。

(イ) 地盤及び土質の状況

「1. 施工時」に示したとおりである。

(ウ) 土地利用の状況

「1. 施工時」に示したとおりである。

(エ) 社会環境

「1. 施工時」に示したとおりである。

(オ) 法令による基準等

「1. 施工時」に示したとおりである。

(2) 予 測

ア. 予測事項

振動に係る予測事項は、以下のとおりとした。

- ・廃棄物搬入車両の走行に伴う道路交通振動の影響

イ. 予測地域

予測地域は、現地調査の調査地域と同様とした。

ウ. 予測地点

予測地点は、現地調査地点と同様とした。

エ. 予測対象時期等

予測時期は、林道の廃棄物搬入車両の台数が制限されていることから、この制限された交通量で走行する時を予測対象時期とした。

オ. 予測の手法

(ア) 予測項目

予測項目は、振動レベル（80%レンジの上端値： $L_{10}$ ）とした。

なお、廃棄物搬入車両の走行に伴うピーク振動レベルの影響については、廃棄物搬入車両と資材等運搬車両は同様の大型車両であり、走行速度も同様であることから、施工時に示した資材等運搬車両の影響の検討結果を参考とした。

(イ) 予測式

「1. 施工時」と同様とした。

(ウ) 予測条件

a. 交通量

予測に用いる交通量は、現地調査結果に基づく現況交通量を一般交通量とし、廃棄物搬入車両を加えて、表 8-6.15 に示す交通量を設定した。ただし、一般交通量は、廃棄物搬入車両を除いた台数とした。なお、廃棄物搬入車両は各ルートで許可されている日最大走行台数を設定し、また、使用するルートそれぞれに最大台数が走行することを想定した。

なお、予測に用いる交通量の詳細は資料編（p. 資6-15～16）に掲載した。

表 8-6.15 予測に用いる交通量（12時間交通量）

（単位：台/12時間）

予測地点	車種	一般交通量	廃棄物搬入車両	合計
1 林道戸面蔵玉線	小型	39	—	39
	大型	0	100	100
	合計	39	100	139
2 君津市道（福野）	小型	30	—	30
	大型	4	50	54
	合計	34	50	84
4 市原市道 85 号線（菅野）	小型	251	—	251
	大型	28	50	78
	合計	279	50	329
5 林道坂畑線（保育園付近）	小型	106	—	106
	大型	17	50	67
	合計	123	50	173
6 国道 465 号（稲ヶ崎）	小型	1,344	—	1,344
	大型	87	150	237
	合計	1,431	150	1,581

注 1) 一般交通量は、廃棄物搬入車両を除外した台数を示す。

2) 交通量は、振動に係る要請限度の昼間の時間帯に合わせ、7時～19時（12時間）の交通量を示す。

b. 走行速度

「1. 施工時」と同様とした。

c. 予測断面

「1. 施工時」と同様とした。

(エ) 予測結果の整理

「1. 施工時」と同様とする。

カ. 予測結果

廃棄物搬入車両の走行に伴う道路交通振動レベルの予測結果は、表8-6.16に示すとおりである。

表8-6.16 廃棄物搬入車両の走行に伴う道路交通振動レベルの予測結果

時間帯	予測振動レベル (L <sub>10</sub> ) (dB)									
	予測地点1		予測地点2		予測地点4		予測地点5		予測地点6	
	西側	東側	西側	東側	西側	東側	西側	東側	北側	南側
7~8時	—	—	—	—	<25	<25	<25	<25	29	29
8~9時	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	31	31
9~10時	25	25	<25	<25	26	26	<25	<25	35	35
10~11時	25	25	<25	<25	26	26	<25	<25	34	34
11~12時	26	25	<25	<25	25	25	<25	<25	28	28
12~13時	—	—	—	—	—	—	—	—	33	33
13~14時	25	25	<25	<25	27	27	<25	<25	33	33
14~15時	25	25	<25	<25	27	27	<25	<25	35	35
15~16時	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	32	32
16~17時	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	32	32
17~18時	<25	<25	—	—	<25	<25	—	—	27	27
18~19時	—	—	<25	<25	—	—	—	—	<25	<25

注1) 予測振動レベルは25dB未満の場合は「25未満」とした。

2) — は、台数が少ないため、計算不能。

(3) 環境保全措置

事業の実施に伴い講ずる環境保全措置は以下のとおりである。

- ・埋立工程管理を検討し、搬入車両が集中しないように配慮する。
- ・廃棄物搬入業者には、場外計量施設（坂畑地区）に來場する時間を開場する午前8時以降とするよう指導を徹底する。
- ・国道での走行は、複数での車両で連なつての走行はしない。
- ・道路の段差部は最徐行し、静かに走行する。特に空車で帰るときは段差部を通過する際に荷台が跳ね上がるので十分に気をつける。
- ・廃棄物搬入車両の走行に当たっては菅野集落及び福野集落内を走行する際には特に低速度走行を行い、空ぶかし等をしないよう運転者に対し指導を徹底する。
- ・日曜、祝日は、廃棄物の搬入を行わない。

(4) 評価

ア. 評価の手法

(ア) 環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法

環境保全措置の実施の方法、効果、当該措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響について検討した結果、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証することにより評価した。

(イ) 整合を図るべき基準と予測結果とを比較し検討する手法

予測地域には「振動規制法」による規制地域の指定はないため、林道及び市道については振動を感覚し始める程度の振動レベル（振動感覚閾値）を、国道 465 号については「振動規制法」による道路交通振動の要請限度を参考に表 8-6.17 に示すように整合を図るべき基準を設定し、予測結果と比較した。

また、ピーク振動については、「君津市環境保全条例」の特定建設作業振動に係る規制基準を参考に基準を表 8-6.18 に示すように設定した。

表 8-6.17 廃棄物搬入車両の走行に伴う振動に係る整合を図るべき基準

予測地点	整合を図るべき基準	備考
1 林道戸面蔵玉線	著しい影響を及ぼさないこと (55 dB 以下)	振動を感覚し始める程度の振動レベル（振動感覚閾値）を参考
2 君津市道（福野）		
4 市原市道 85 号線（菅野）		
5 林道坂畑線（保育園付近）		
6 国道 465 号（稲ヶ崎）	著しい影響を及ぼさないこと (65 dB 以下)	振動規制法による道路交通振動の要請限度（第 1 種区域の基準、昼間の値）を参考

注) 振動感覚閾値の参考文献：「新・公害防止の技術と法規 2014 騒音・振動編」（2014 年 公害の防止の技術と法規編集委員会）

表 8-6.18 廃棄物搬入車両の走行に伴うピーク振動に係る整合を図るべき基準

予測地点	整合を図るべき基準	備考
1 林道戸面蔵玉線	著しい影響を及ぼさないこと (75dB 以下)	君津市環境保全条例の特定建設作業振動に係る規制基準 (75dB) を参考
2 君津市道（福野）		
4 市原市道 85 号線（菅野）		
5 林道坂畑線（保育園付近）		

イ. 評価の結果

(ア) 環境の保全が適切に図られているかどうかの検討結果

事業の実施に当たっては、

- ・埋立工程管理を検討し、搬入車両が集中しないように配慮する
- ・廃棄物搬入業者には、場外計量施設（坂畑地区）に米場する時間を開場する午前 8 時以降とするよう指導を徹底する
- ・国道での走行は、複数での車両で連なつての走行はしない
- ・道路の段差部は最徐行し、静かに走行する、特に空車で帰るときは段差部を通

過する際に荷台が跳ね上がるので十分に気をつける

- ・廃棄物搬入車両の走行に当たっては菅野集落及び福野集落内を走行する際には特に低速度走行を行い、空ぶかし等をしないよう運転者に対し指導を徹底する
- ・日曜、祝日は、廃棄物の搬入を行わない

などの措置を講ずることから、対象事業に係る環境影響が低減されていると評価する。

(イ) 整合を図るべき基準と予測結果との比較の結果

供用時における廃棄物搬入車両の走行に伴う振動レベルの予測結果は表 8-6.19 に示すとおりであり、整合を図るべき基準を満足している。

また、廃棄物搬入車両のピーク振動レベルの予測結果は表 8-6.20 に示すとおりであり、整合を図るべき基準を満足している。

表 8-6.19 廃棄物搬入車両の走行に伴う振動レベルの評価結果

(単位：dB)

予測地点	予測振動レベル (L <sub>10</sub> )	整合を図るべき基準
1 林道戸面蔵玉線	26	著しい影響を及ぼさないこと (55以下)
2 君津市道 (福野)	<25	
4 市原市道 85 号線 (菅野)	27	
5 林道坂畑線 (保育園付近)	<25	著しい影響を及ぼさないこと (65 dB以下)
6 国道 465 号 (稲ヶ崎)	35	

注 1) 予測振動レベルは最大値を示す。

2) 予測振動レベルが 25dB 未満の場合は「<25」とした。

表 8-6.20 廃棄物搬入車両の走行に伴うピーク振動レベルの評価の結果

予測地点	予測ピーク振動レベル (L <sub>max</sub> ) (dB)	整合を図るべき基準	備考
1 林道戸面蔵玉線	45	著しい影響を及ぼさないこと (75dB 以下)	民家まで約 15m
2 君津市道 (福野)	54		民家まで 3m
4 市原市道 85 号線 (菅野)	43		民家まで約 10m
5 林道坂畑線 (保育園付近)	43		保育園まで約 35m

注 1) 予測値は民家、保育園での値である。

2) ピーク振動の現地調査結果は、表 8-6.5 (p.8-6-5) に示すとおりである。

## 8-7 悪 臭

### 1. 供用時

#### (1) 調 査

##### ア. 調査すべき情報

##### (ア) 悪臭の状況

調査項目は、廃棄物の埋立及び埋立地の存在、浸出水処理施設等の稼働に伴う悪臭の影響を検討するため、以下の項目とした。

- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に定める特定悪臭物質の濃度
- ・臭気濃度（臭気指数）

なお、事業実施区域周辺には民家等が存在しないが、大福山及びその周辺は自然との触れ合い活動の場となっており、大福山、自然歩道の利用者等にとって廃棄物の埋立等に伴う悪臭の影響が懸念されるため、調査、予測及び評価を行うこととした。

##### (イ) 気象の状況

調査項目は、風向、風速、気温、湿度とした。

##### (ウ) 地形の状況

地形の起伏の状況等を把握した。

##### (エ) 社会環境

都市計画法に基づく用途地域の指定状況、道路、学校、工場・事業場、住宅等の上土地利用の状況、悪臭に係る苦情の発生状況を把握した。

##### (オ) 法令による基準等

悪臭防止法に基づく規制基準、君津市環境保全条例に基づく規制基準、「悪臭防止対策の指針」（昭和56年6月第90号千葉県環境部長通知）等を調査した。

#### イ. 調査の手法

##### (ア) 文献調査

文献調査は、「H13 生活環境影響調査書」、「H21 環境影響評価書」、君津環境整備センターが行っている悪臭モニタリング調査結果等を収集、整理した。

##### (イ) 現地調査

特定悪臭物質濃度の測定は「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年5月環告第9号）、臭気指数は「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年9月環告第63号）に定める方法で行った。気象（風向・風速、気温、湿度）の測定は、「地上気象観測指針」（平成11年2月気象庁）に定める方法に準じて行った。

特定悪臭物質の濃度等の分析・測定方法は表 8-7.1 に示すとおりである。

表 8-7.1 分析・測定方法

項 目		単 位	分 析 ・ 測 定 方 法
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	「環告 9 号」別表第 1 第 1
	メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル	ppm	「環告 9 号」別表第 2 第 1
	トリメチルアミン	ppm	「環告 9 号」別表第 3 第 1
	アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド	ppm	「環告 9 号」別表第 4 第 1
	イソブタノール	ppm	「環告 9 号」別表第 5 第 1
	酢酸エチル、メチルイソブチルケトン	ppm	「環告 9 号」別表第 6 第 1
	トルエン、スチレン、キシレン	ppm	「環告 9 号」別表第 7 第 1
	プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸	ppm	「環告 9 号」別表第 8
臭気濃度（臭気指数）		—	「環告 63 号」（臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法）
気象	気温	℃	アスマン通風温湿度計による
	湿度	%	
	風向	16 方位	ピフム型携帯用風向風速計による
	風速	m/s	

#### ウ. 調査地域

現地調査の調査地域は、事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲とした。  
また、文献調査は、君津市及び市原市を対象とした。

#### エ. 調査地点等

現地調査地点の位置は、図 8-7.1 に示すとおりであり、事業実施区域の敷地境界（自然歩道含む）に 4 地点（地点 1～4）、既存の埋立地の影響（特に硫化水素）を把握するために現在の敷地境界で最も低い位置に 1 地点（地点 A）、悪臭の発生源を把握するために第 II 埋立地内の埋立作業中の付近に 1 地点（地点 B）設定した。また、浸出水処理工程からの悪臭の影響を把握するため、浸出水調整槽の開口部についても調査地点を設定した。

調査地点の概要は、表 8-7.2 (1), (2) に示すとおりである。

表 8-7.2(1) 悪臭調査地点（敷地境界等）

調査地点		調査地点の特性
1	敷地境界（自然歩道）	大福山、養老川自然歩道等を利用するハイカーへの影響を把握するために設定。埋立地より高位置にあり、晴れた日中の谷風によって増設埋立地で発生した臭気が運ばれてくる可能性がある。
2	敷地境界（北東側）	林道大福山線を利用するハイカーへの影響を把握するために設定。埋立地より高位置にあり、晴れた日中の谷風によって増設埋立地で発生した臭気が運ばれてくる可能性がある。
3	敷地境界（南東側）	林道大福山線を利用するハイカーへの影響を把握するために設定。既存埋立地に近接しており、晴れた日中の谷風によって既存埋立地で発生した臭気が運ばれてくる可能性がある。
4	敷地境界（北側）	事業実施区域で最も低位置にあり、晴れた日の夜間～早朝の放射冷却による冷気流の収束場所となる。冷気流によって増設埋立地及び既存埋立地で発生した臭気が運ばれてくる可能性がある。
A	敷地中央付近	事業実施区域のほぼ中央にあたり、晴れた日の夜間～早朝の放射冷却による冷気流の収束場所となる。冷気流によって既存埋立地で発生した臭気が運ばれてくる可能性がある。
B	埋立作業中の付近	第B埋立地内の埋立作業中の付近に設定。既存の埋立地で発生する臭気の程度を把握する。

表 8-7.2(2) 悪臭調査地点（浸出水調整槽）

調査地点		調査地点の特性
1-①	第1浸出水調整槽（北側）	第1浸出水処理施設の浸出水調整槽グレーチング部（開口部：0.75m×0.6m）
1-②	第1浸出水調整槽（南側）	
2-①	第2浸出水調整槽（北側）	第2浸出水処理施設の浸出水調整槽グレーチング部（開口部：1.0m×2.0m）
2-②	第2浸出水調整槽（南側）	

オ. 調査期間等

(ア) 文献調査

文献調査は、経年変化が把握できる期間とし、原則として直近の5年間（平成22～26年度）とした。

(イ) 現地調査

現地調査の実施時期は、表8-7.3(1)、(2)に示すとおりである。

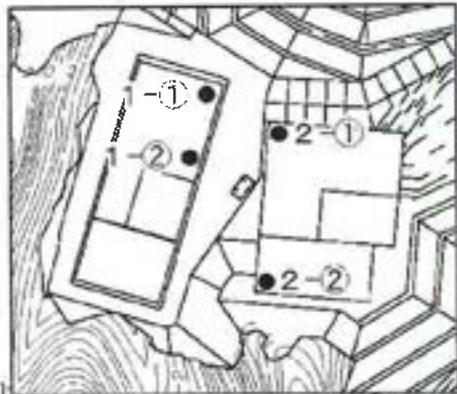
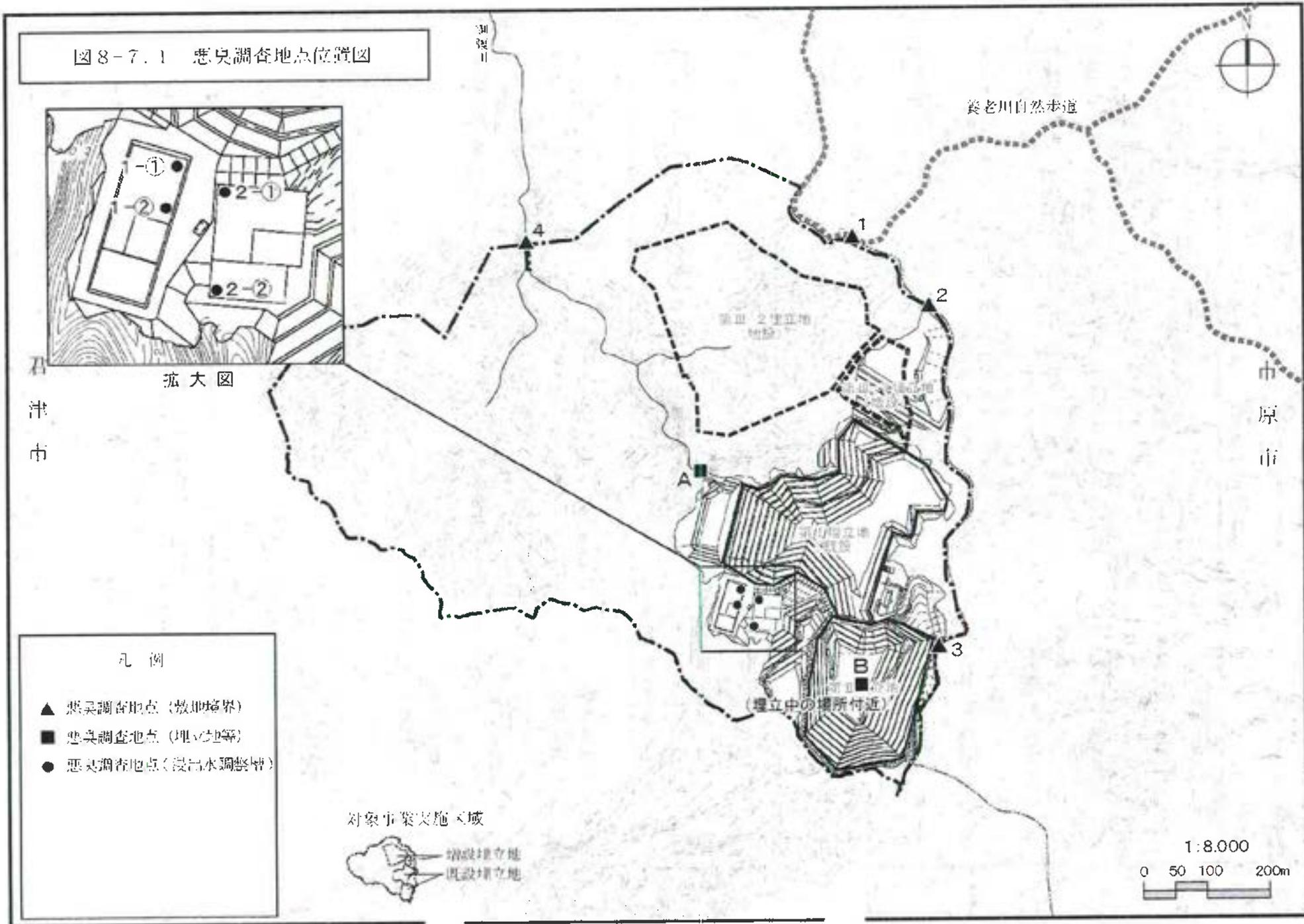
表 8-7.3(1) 悪臭調査実施時期（敷地境界等）

季節	年月日	天気	備考
夏季	平成26年8月19日(火)	晴れ	日中に測定
秋季	平成26年11月20日(木)	晴れ	日中に測定
冬季	平成27年2月16日(月)	快晴	早朝に測定
春季	平成27年4月25日(土)	晴れ	日中に測定

表 8-7.3(2) 悪臭調査実施時期（浸出水処理施設）

年月日	天気	備考
平成26年9月4日(土)	晴れ	日中に測定

図8-7.1 悪臭調査地点位置図



## カ. 調査結果

### (ア) 悪臭の状況

#### a. 文献調査結果

事業実施区域及びその周辺における悪臭に係る環境濃度の状況は、「第3章3.1.8. 悪臭の状況」(p.3-55~60)に示したとおりである。

#### 「H13 生活環境影響調査書」

「H13 生活環境影響調査書」によると、事業実施区域の敷地境界において既存施設を建設する前に悪臭調査を行っており、その結果はすべての項目で定量下限値未満となっている。

#### 「H21 環境影響評価書」

「H21 環境影響評価書」によると、平成18年8月の夏季と平成19年2月の冬季に既設埋立地の敷地境界及び埋立地内で調査を実施している。その結果は夏季の調査では、敷地境界における特定悪臭物質濃度は全項目が定量下限値未満であり、臭気濃度、臭気指数も10未満となっている。しかしながら、冬季の場合、最も標高が低い調査地点で硫化水素が参考とした規制基準を超えており、臭気濃度は800(臭気指数29)を超える高い値となっていた。

また、埋立地内での調査では、夏季はアンモニア、硫化水素が検出されているが、参考とした規制基準以下の値となっている。臭気濃度は27(臭気指数14)となっており、敷地境界の濃度より高い値となっている。冬季はメチルメルカプタン及び二硫化メチルが参考にした規制基準を超えており、アンモニアも規制基準に近い値を示している。臭気濃度は81(臭気指数19)と高い値を示している。

#### 「臭気濃度の高濃度の原因」

既存施設の敷地境界上の調査地点4(図3-1-8.1 | p.3-56参照)で臭気濃度が800(臭気指数29)を超える高い値が測定されている(平成19年2月早朝測定)。これは、特定悪臭物質の分析で0.31ppmの硫化水素が検出されており、その濃度は臭気強度に直すと3.5(らくに感知できるにおい~強いにおいの間)程度となり、また、発生ガスのモニタリングでもガス抜き管から高濃度で検出されていることから、高い臭気濃度の主な原因は硫化水素と考えられる。

最終処分場における硫化水素については、既存資料(「安定型最終処分場における高濃度硫化水素発生機構の解明ならびに環境汚染防止対策に関する研究」(平成17年3月(独)国立環境研究所))によれば、硫酸塩源の存在、有機物源、適当な温度・水分・嫌気的狀態が揃うことによって高濃度の硫化水素が発生することが確認されており、特に、有機物については、廃プラスチック(建設系混合廃棄物由来)に付着した有機物が十分な栄養源になるとともに、石膏ボード自身が有する有機物だけでも十分な栄養源になって高濃度の硫化水素が発生することが明らかにされている。当処分場でも、廃プラス

チック、廃石膏ボード、有機汚泥や動植物性残渣が埋め立てられており、特に当初廃石膏ボードの埋立量が多かったことが硫化水素の発生原因となっていると考えられる。

#### 「モニタリング調査による悪臭の状況」

君津環境整備センターでは、東側敷地境界において悪臭のモニタリングを行っており、臭気濃度は表3-1-8.3 (p.360) に示したように最近5年間(平成22~26年度)の測定結果はすべての年度、項目で参考とした規制基準以下であり、臭気濃度も千葉県 の 指 導 目 標 値 を 達 成 し て い る。

#### 「モニタリング調査による硫化水素の状況」

君津環境整備センターでは、発生ガスのモニタリング調査においてガス抜き管及び敷地境界付近で悪臭物質である硫化水素を測定しており、その位置は図8-7.2に、平成16年度~26年度の測定結果は表8-7.4に示すとおりである。

A地区では平成21年に7,600ppmという非常に高い値が測定されているが、その後は落ち着いてきている。B地区では平成20年に2カ所で、D地区では平成23年に1カ所で、E地区では平成22年に1カ所、平成23年に2カ所で1,000ppmを超えていたが、その後は低い濃度になってきている。

敷地境界付近ではいずれも参考とした規制基準以下の濃度であり、ガス抜き管からの硫化水素は速やかに拡散されているものと考えられる。

また、ガス抜き管からの空気の流出量は、表8-7.5に示すとおりであり、平成21年度はB-2で14.3 mL/s、B-4で3.57 mL/s、それ以外は<0.01mL/s、平成22年度はE-4で0.01 mL/s、それ以外は<0.01mL/s、平成23年度はC-1で0.3 mL/s、E-2, E-4, E-6で0.1 mL/s、それ以外は<0.1mL/s、平成24~26年度はすべて<0.1mL/sである。

表8-7.4 ガス抜き管及び敷地境界付近における硫化水素モニタリング調査結果

(単位: ppm)

測定地点	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
ガス抜き管(第1埋立地)	A-1	<0.002	2400	8.1	0.0090	0.024	0.024					
	A-2	<0.002	0.046	610	150	2.1	0.12	0.40	100	23		
	A-3	0.88	220	780	10	0.13	15	0.030	4.4	0.32	0.55	
	A-4	0.26	160	2300	350	7.2	7600	0.50	1700	1500	88	
	A-5	0.091	11	210	1.0	9.1	610	17			0.26	
	B-1							1.2				
	B-2		0.009	200	53	1900	0.0012	0.0017	0.42	0.56	0.97	1.5
	B-3		7.7	110	28	8.5	11	5.7	46	0.45	0.40	0.12
	B-4		260	200	200	220	91	140	240	1.2	0.044	0.0006
	B-5		2.6	50	180	1100	1.6	140	1.0	0.13	0.0019	0.0006
	B-6		55	610	14	0.039	10	0.0013				
	C-1		230	0	14	0.0072	0.12	0.047	480	21	0.019	0.0010
	C-2		0.051	110	0.0068	0.0036	0.17	0.0003				
	C-3							7.4	31	12	0.33	0.27
	D-1		9.1	0.19	11	29	640	3.9	190	0.043		
	D-2		0.014	0.015	1.0	0.025	9.8	17				
	D-3		0.082	0.011		0.031	140	2.7	52	0.39	0.38	0.21
	D-4							0.026				
	D-5		0.12	0.029			71	5.8	3100	10	4.4	0.0033
	D-6							1.7	49	1.5	61	0.120
	E-1							1.2	3.1			
	E-2							2.4	370	530	0.41	0.0002
	E-3							1600	0.0042	34	52	75
	E-4							100	0.047	0.21	0.45	3.0
	E-5							34	0.017			
	E-6							170	1800	1.0	0.011	0.0032
	E-7							25	1200			
	E-8							7.8	24	47	1.5	0.17
	E-9							7.4	95			
	E-10							2.3				
F-1								71	0.091	11	0.29	
ガス抜き管(第II埋立地)	①									0.019	190	
	②									0.17	110	
	③									0.15	12	
	④									0.0091	66	
	⑤									0.0041	230	
	⑥									<0.0001	3.1	
	⑦									<0.0001	830	
敷地境界付近	東側	<0.002	<0.002	0.0081	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0090	0.0005	0.0004
	西側	<0.002	0.007	0.0023	0.0002	0.0003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0096	<0.0001	<0.0001
	南側	<0.002	<0.002	0.0017	0.0001	0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0069	<0.0001	<0.0001
	北側	<0.002	0.004	0.0006	0.0002	0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.012	0.0003	<0.0001
	規制基準	0.02 以下 (参考)										

注1) 規制基準は、悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の規制基準が事業実施区域には適用されていないため、参考として掲載。  
 2) 調査は各年度とも8月の日中に実施している。  
 3) 空欄は未測定を示す。

出典: 「君津環境整備センター環境調査年報」(平成16~17年度: 新日本製鐵株式会社、平成18年度: 新日鉄エンジニアリング株式会社、平成19~23年度: 株式会社日鉄ウォーター、平成24~26年度: 日鉄住金環境株式会社)

表 8-7.5 ガス抜き管からの空気の流出量

(単位: ml/s)

測定地点	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
ガス抜き管 (第Ⅰ埋立地)	A-1	-	-	-	-	-
	A-2	-	-	-	-	-
	A-3	-	-	-	-	-
	A-4	-	-	-	-	-
	A-5	-	-	-	-	-
	B-1	-	-	-	-	-
	B-2	14.3	-	-	-	-
	B-3	-	-	-	-	-
	B-4	3.57	-	-	-	-
	B-5	-	-	-	-	-
	B-6	-	-	-	-	-
	C-1	-	-	0.3	-	-
	C-2	-	-	-	-	-
	C-3	-	-	-	-	-
	D-1	-	-	-	-	-
	D-2	-	-	-	-	-
	D-3	-	-	-	-	-
	D-4	-	-	-	-	-
	D-5	-	-	-	-	-
	D-6	-	-	-	-	-
	E-1	-	-	-	-	-
	E-2	-	-	0.1	-	-
	E-3	-	-	-	-	-
	E-4	-	0.01	0.1	-	-
	E-5	-	-	-	-	-
	E-6	-	-	0.1	-	-
E-7	-	-	-	-	-	
E-8	-	-	-	-	-	
E-9	-	-	-	-	-	
E-10	-	-	-	-	-	
F-1	-	-	-	-	-	
ガス抜き管 (第Ⅱ埋立地)	①	-	-	-	-	
	②	-	-	-	-	
	③	-	-	-	-	
	④	-	-	-	-	
	⑤	-	-	-	-	
	⑥	-	-	-	-	
	⑦	-	-	-	-	

- 注1) - は平成22年度までは<0.01ml/s、平成23年度以降は<0.1ml/sを示す。  
 2) 空欄は未測定を示す。  
 3) ガス抜き管からの空気の流出量は、平成16~20年度は測定していない。

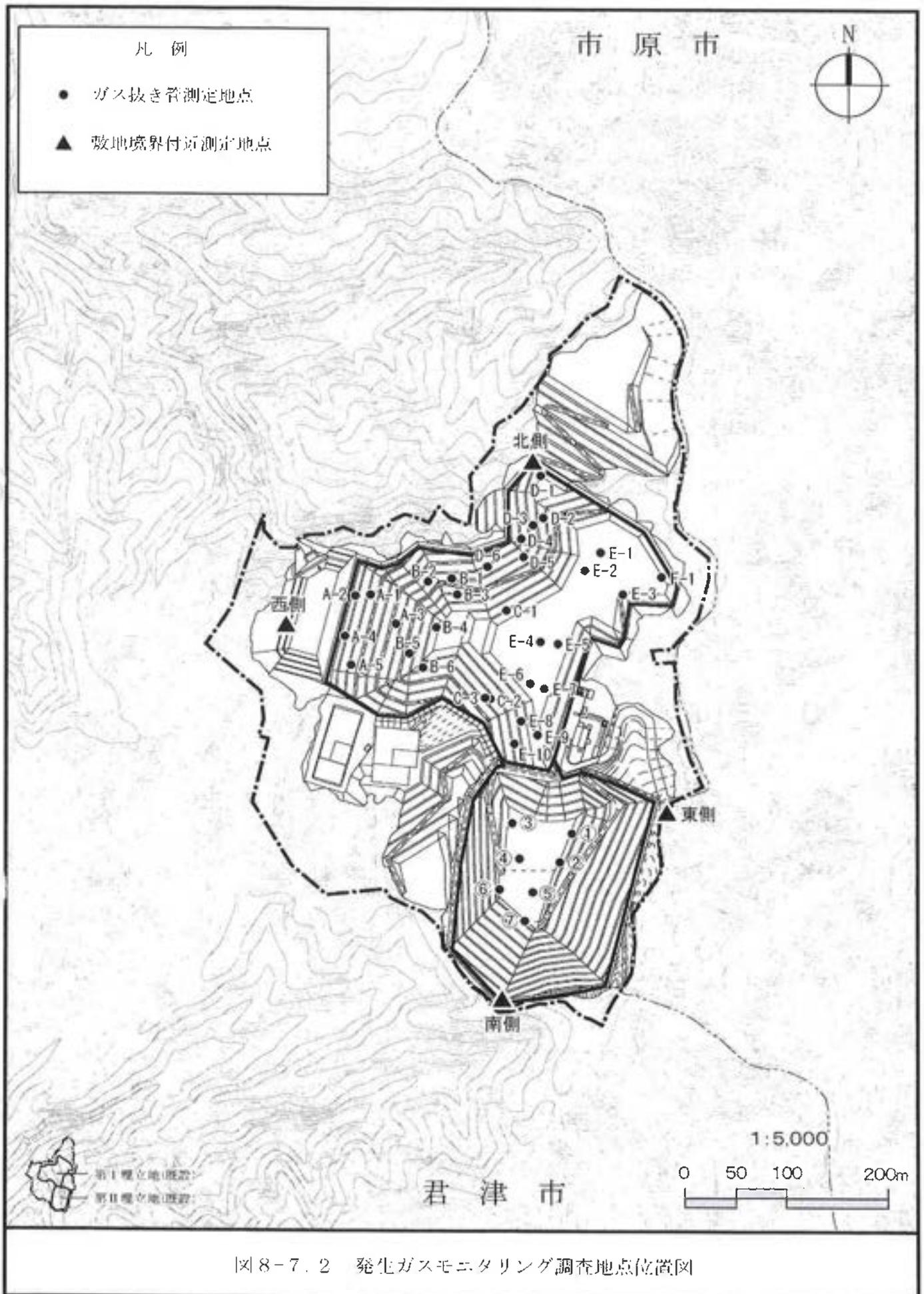


図8-7.2 発生ガスモニタリング調査地点位置図

## b. 現地調査結果

### (a) 敷地境界等の調査結果

#### i. 夏季調査

悪臭の夏季調査結果は、表 8-7.6 に示すとおりである。

特定悪臭物質は、敷地境界では硫化水素、硫化メチル、アセトアルデヒドが検出されているが、参考にした規制基準を下回っている。また、地点 B（埋立作業場所付近）では硫化水素、硫化メチル、アセトアルデヒドが検出されている。

臭気濃度は、敷地境界では各地点とも千葉県 の 指 導 目 標 値 を 満 足 して いる。なお、埋立作業場所付近の地点 B では臭気濃度が 130 を示しており、この高濃度は腐敗臭を感じていることから、硫化水素の影響と考えられる。また、地点 A では臭気濃度が 25 を示しており、この地点はアセトアルデヒドが他の地点より高い濃度を示しており、臭質も草臭となっていることから、臭気濃度の一因は周辺の植物によるものと考えられる。

表8-7.6 夏季悪臭調査結果（平成26年8月）

項目	単位	調査地点						規制基準 (参考)	
		1	2	3	4	A	B		
		敷地境界 (自然歩道)	敷地境界 (北東側)	敷地境界 (南東側)	敷地境界 (北側)	敷地中央 付近	埋立作業 場所付近		
採取時刻	—	11:05	12:03	13:06	12:15	14:29	14:03	—	
気象	天気	—	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—
	気温	℃	29.0	29.6	30.2	29.5	33.5	31.2	—
	湿度	%	66	66	67	74	52	62	—
	風向	—	Calm	WNW	W	Calm	Calm	E	—
	風速	m/s	1.0以下	1.2	1.3	1.0以下	1.0以下	1.9	—
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
	メチルメルカプタン	ppm	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.002以下
	硫化水素	ppm	0.0001未満	0.0001	0.0004	0.0001未満	0.0001未満	0.0002	0.02以下
	硫化メチル	ppm	0.0001未満	0.0001未満	0.0001	0.0001未満	0.0002	0.0001	0.01以下
	二硫化メチル	ppm	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.009以下
	トリメチルアミン	ppm	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.005以下
	アセトアルデヒド	ppm	0.002	0.004	0.006	0.004	0.009	0.006	0.05以下
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.001未満	0.05以下
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.009以下
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.02以下
	ノルマルペンチルアルデヒド	ppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.009以下
	イソペンチルアルデヒド	ppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.003以下
	イソブタノール	ppm	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.9以下
	酢酸エチル	ppm	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	3以下
	メチルイソブチルケトン	ppm	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1以下
	トルエン	ppm	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	10以下
	スチレン	ppm	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.4以下
キシレン	ppm	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1以下	
プロピオン酸	ppm	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.03以下	
ノルマル酪酸	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.001以下	
ノルマル酪草酸	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0009以下	
イソ酪草酸	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.001以下	
臭気濃度	—	10未満	10未満	20	10未満	25	130	20程度	
臭気指数	—	10未満	10未満	13	10未満	14	21	—	
臭質	—	—	—	草臭、腐敗臭	—	草臭	腐敗臭	—	

注1) 規制基準は、悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の規制基準は事業実施区域には適用されていないため、参考値として掲載。

臭気濃度は千葉県臭気濃度に係る指導目標値（用途地域の未指定地域、敷地境界）。

2) 風向は、1.0m/s以下の場合は静穏(Calm)とした。

ii. 秋季調査

悪臭の秋季調査結果は、表8-7.7に示すとおりである。

特定悪臭物質は、敷地境界ではアセトアルデヒドが各地点で検出されているが、参考にした規制基準を下回っている。地点B（埋立作業場所付近）では硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒドが検出されており、硫化水素は0.078ppmの濃度となっている。

臭気濃度は、敷地境界では各地点とも千葉県 の 指 導 目 標 値 を 満 足 し て い る。なお、埋立作業場所付近の地点Bでは臭気濃度が3,200を示しており、この高濃度は硫化水素の影響と考えられる。硫化水素は他の地点では検出されていないことから、高濃度の硫化水素は埋立地内の局所的な現象と考えられる。

表8-7.7 秋季悪臭調査結果（平成26年11月）

項目	単位	調査地点						規制基準 (参考)	
		1 敷地境界 (自然歩道)	2 敷地境界 (北東側)	3 敷地境界 (南東側)	4 敷地境界 (北側)	A 敷地中央 付近	B 埋立作業 場所付近		
採取時刻	—	13:32	12:41	11:33	11:12	13:03	10:15	—	
気象	天気	—	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	
	気温	℃	8.6	9.4	11.6	10.4	9.2	9.8	
	湿度	%	94	82	72	81	92	76	
	風向	—	Calm	Calm	Calm	Calm	Calm	NW	
	風速	m/s	1.0以下	1.0以下	1.0以下	1.0以下	1.0以下	1.5	
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
	メチルメルカプタン	ppm	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.002以下
	硫化水素	ppm	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.078	0.02以下
	硫化メチル	ppm	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0002	0.01以下
	二硫化メチル	ppm	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001	0.009以下
	トリメチルアミン	ppm	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.005以下
	アセトアルデヒド	ppm	0.001	0.002	0.003	0.002	0.002	0.004	0.05以下
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下
	ホルムアルデヒド	ppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.009以下
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.02以下
	ホルムアルデヒド	ppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.009以下
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.003以下
	イソブチロール	ppm	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.9以下
	酢酸エチル	ppm	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	3以下
	メチルノゾチルケトン	ppm	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1以下
	トルエン	ppm	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	10以下
スチレン	ppm	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.4以下	
キシレン	ppm	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1以下	
プロピオン酸	ppm	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.03以下	
ホルム酸	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.001以下	
ホルム酸	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0009以下	
イソブチル酸	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.001以下	
臭気濃度	—	10未満	10未満	16	10未満	10未満	3200	20程度	
臭気指数	—	10未満	10未満	12	10未満	10未満	35	—	
臭質	—	—	—	腐敗臭	—	—	排ガス臭、腐敗臭	—	

注1) 規制基準は、悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の規制基準は事業実施区域には適用されていないため、参考値として掲載。

臭気濃度は、千葉県の臭気濃度に係る指導目標値（用途地域の未指定地域、敷地境界）。

2) 風向は、1.0m/s以下の場合は静穏(Calm)とした。